

「災害時における応急対策業務に関する協定」 Q & A 解説

区分	質 問	回 答
Q 1	なぜ、協定を締結する のか	当組合の会員事業体は、東日本大震災・津波での応急対策（復旧対策）において、それぞれの市町村の要請あるいは自発的な行動として市街地の流出丸太の回収や瓦礫の撤去に貢献しました。震災以降も台風や大雨等による災害発生が続いており、今後も協力可能な組合員の賛同を得て、組合のCSRの一環として、我々の得意分野で災害発生時の応急対策業務に協力するため協定を締結するものです。
Q 2	対象となる災害は	地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、県が協力を要請する必要があると認める場合の災害。 具体的な岩手県の近年の災害としては、 ・岩手・宮城内陸地震（H20） ・岩手町等の豪雨災害（H22） ・東日本大震災・津波（H23） ・雫石町等の豪雨災害（H25） ・岩泉町等の台風10号災害（H28） ・台風19号災害（令和元年） があります。
Q 3	協力業務の内容は	(1) 災害等により発生した流木及び流出丸太等の除去 (2) 応急対策等の実施において支障となる立木等の伐倒及び撤去 【例えば】県道が大量の風倒木で遮断され、通行を確保するため風倒木を伐倒・撤去する (3) 林地等において県が必要と認めるその他の業務 【例えば】災害応急対策の一環で応急的に林道と公道を結ぶため、立木を伐採しながら森林内に仮設道路を開設する
Q 4	協力組合員名簿の提出	理事長は、協力可能な組合員の名簿を毎年度4月30日までに県農林水産部長に提出しなければなりません。 このため、毎年度「意向調査」を行うこととしており、その調査の際、協力組合員についての辞退、または新規加入は可能です。 また、年度途中であっても申し出をいただければ変更することは可能です。
Q 5	名簿に載れば必ず 協力しなければならない のか	イメージ図にあるとおり、理事長は、県農林水産部長から出動要請があった場合、求められた内容に応じ、名簿から適切な協力組合員を選定し、実際に出動が可能かについて、順次確認することとしています。当然ながら、要請内容・規模に応じて、確認を取る協力組合員の数は増減します。 業務の都合などで協力できないケースもあると想定しており、事務局からの確認の際に、断っていただいても全く構いません。
Q 6	協力費用の負担	県が負担することとなっていますが、実費程度の最低限の負担となる場合もあると思われます。
Q 7	請負契約の方法	契約の方法は、高額の場合は工事請負契約、少額の場合は見積もりによる作業発注など、ケースバイケースの対応となるようです。
Q 8	県公共土木施設等とは	県の公共土木施設としては、県道、ダムが一般的ですが、土木施設以外の施設も多い。例えば、森林・林業関係では県管理の森林公園（園内の道路を含む）が各地にあります。 ただし、林道については、県が工事を実施しても完成後は地元市町村に管理が移管されるケースがほとんどです。また、県行造林地の作業道は公共土木施設に該当しません。
Q 9	市町村にも協力できない か	協定の相手方は岩手県知事ですが、当組合では、市町村から災害応急対策の出動要請があれば積極的に対応する考えです。 また、協力組合員名簿が有効に活用され、応急対策工事を請け負った土木会社から、協力業務に係る作業を部分的に依頼されるケースも想定しています。 協定の趣旨に合致する場合には、対応したいと考えています。